

模擬裁判员裁判裁判员アンケート回答

(回答を集約するあたって、お読みいただく上で便宜なように、一部の質問項目の順序を変更しています。また、13. は、後日追加した質問で、回答として不必要と思われる部分を一部省略させていただいている場合があります。)

1. 差し支えなければ、お名前、年齢、ご職業等をお書き下さい。(集約にあたってお名前は記入のあった場合も省略しました)

会社員 男
自営業 男 59 歳
会社員 男 53 歳
会社員 女 45 歳
主婦 女
無職 男 62 歳
主婦 女 38 歳
主婦・パート職 女 56 歳
(回答なし)
(回答なし)

会社員 女 47 歳
学生 男 20 歳
会社員 男 48 歳
(回答なし)

2. あなたの裁判体はどのような構成でしたか？

- (裁判員 10 人 裁判官 3 人)
- (裁判員 4 人 裁判官 3 人)

3. この模擬裁判のお誘いが届くより以前に、裁判员制度についてご存知でしたか？

< はい いいえ >

はい
いいえ
はい
いいえ
いいえ
はい
はい

はい
はい
(回答なし)

いいえ
いいえ
いいえ
はい

4. これまで裁判傍聴の経験はおありですか？

いいえ
いいえ
いいえ
いいえ
いいえ
いいえ
いいえ
はい
いいえ
(回答なし)

いいえ
いいえ
いいえ
いいえ

4 - 2 . 「はい」とお答えの方、何回ぐらいかお教え下さい。

1回

5. 模擬裁判員を経験されて、事件の内容をご理解いただけましたか？

<よくわかった だいたいわかった 何とも言えない よくわからなかった 難しかった>

だいたいわかった
だいたいわかった
だいたいわかった
だいたいわかった
何とも言えない
だいたいわかった

何とも言えない
だいたいわかった
だいたいわかった
(回答なし)

だいたいわかった
だいたいわかった
だいたいわかった
いたいわかった

5 - 2 . 事件内容の理解に困難があったとすれば、その理由はどこにあるとおもわれましたか？

事件後の三枝と被告の関係

「鍵を渡した」...本当の理由

(回答なし)

証言の信ぴょう性

被告人の主張が質疑応答ではなくて、自由に述べて頂きたい

背景がよくわからない。事件の前後の関係とか。

質疑が出来ない事。

心理的な物が非常に大きく影響している

時間が短かった事。証人や証拠物件がすくなかった。

証人の数や被告の事件後の行動

(回答なし)

(回答なし)

(回答なし)

説明不足の点があったのではないか

細部にわたる状況が見えていない

6 . 国民の刑事裁判の参加についてどのような感想を持たれましたか？

< 十分可能 少し工夫すれば可能 どちらとも言えない 少し難しい 難しい >

どちらとも言えない

少し工夫すれば可能

少し難しい

どちらとも言えない

少し工夫すれば可能

少し難しい

少し工夫すれば可能

少し工夫すれば可能
十分可能
(回答なし)

少し工夫すれば可能
十分可能
どちらとも言えない
どちらとも言えない

6 - 2 . 国民の参加に困難があるとすれば、どのような点にですか？

男・女で事件に関して対立することがあるのではないか
(回答なし)
裁判知識がない
裁く側の「正義」の意識を明確に持つ事
裁判は、平日に行われるものなら、仕事を優先することが大半だと思う
仕事に差支える場合が多いと思う
事件の内容を理解するのに時間がかかる。内容が早く分れば意見が出せるかと思う。
(回答なし)
(回答なし)
(回答なし)

裁判員の選出
裁判に参加する事ことの意義を国民が理解すべき点
精神的負担が大きいかもしれない 責任が大きすぎて
国民意識・法的なものの考え方

7 . この模擬裁判以前に持っていらしゃった裁判のイメージと今回の模擬裁判には、どのような違いがありましたか？

大体予想通り
(回答なし)
(回答なし)
難解です
裁判は、もっと肩がこるものと思っていた
疑義の解明がむつかしい
うまく思っている事が表現できないが、もっとこわいものかと思っていた。
(回答なし)
特に無し
(回答なし)

はじめての経験でしたが、検察官、弁護側の意見も、どちらともうなずけるものがありました。判決のむずかしさを感じました。

日本の裁判はもっとのんびりしたものかと思っていました。

よくわかりません

形式的な感じがあり今もそう感じている

8 評議中、ご自分の意見を十分に裁判官や他の裁判員の方に伝えることができましたか？

< はい いいえ >

はい

はい

いいえ

いいえ

はい

はい

はい

はい

いいえ

(回答なし)

はい

はい

はい

はい

8 - 2 . そのお答えの理由がありましたらお教え下さい。

(回答なし)

(回答なし)

(回答なし)

時間不足でした

(回答なし)

(回答なし)

言いたい事は言いました。

話し合いやすいムードだったこと。

(回答なし)

(回答なし)

(回答なし)

(回答なし)

(回答なし)

(回答なし)

8 - 3 . 評議中、裁判官についてどのようなご感想をお持ちになりましたか (指揮、説明の仕方、口調、その他) ?

良かった。

(回答なし)

(回答なし)

なぜ被告人に至ったのか詳しく知りたかったです

良かった。

専門用語がむづかしい

冷静な方々

さすがにと思った。

優しくお話して頂きましたので、裁判官はこわくないのかなと思いました

(回答なし)

冷静、知識の深さ、説明の具体性

裁判員の意見を聞きだそうとしている点も大変良いと感じられた。

大変ていねいでした

問題点の指摘がわかりやすく説明の仕方もうまい。

9 . 実際に裁判員制度が施行された場合、負担になるとお考えになりますか ?

< 負担になる 少しは負担になる どちらとも言えない あまり負担にならない 負担にならない >

あまり負担にならない

少しは負担になる

少しは負担になる

少しは負担になる

どちらとも言えない

負担になる

少しは負担になる

どちらとも言えない

負担になる

(回答なし)

あまり負担にならない

少しは負担になる

負担になる

負担になる

10. 裁判員の手当・交通費（一日あたり）はどの程度が妥当とお考えですか？

< 3000 円程度 5000 程度 一万円程度 2 万円以上 わからない >

（回答なし）

5000 円程度

1 万円程度

（回答なし）

5000 円前後

3000 円程度

わからない(遠方から来られる方は考慮すべき)

2 万円以上

（回答なし）

（回答なし）

わからない

3000 円程度

（回答なし）

（回答なし）

11. 仮にあなたが刑事裁判の被告人となった場合、どちらの制度で裁かれないとお思いになりますか？

< 現行制度 裁判員制度 どちらでもよい どちらとも言えない >

どちらとも言えない

裁判員制度

どちらでもよい

どちらでもよい

裁判員制度

どちらとも言えない

裁判員制度

どちらとも言えない

裁判員制度

（回答なし）

裁判員制度

裁判員制度

現行制度

現行制度

12. その他、お感じになられたこと、お思いになられたことなどを下の欄にご自由にご記入ください。

(回答なし)

(回答なし)

大変良い経験をさせていただきました。ありがとうございます。

現状の法で人を裁くことはむずかしいですね。法にふれない罪人ははどうして裁くのか。「決まり事」の改革も必要では？

いろいろな人の意を聞いて実行するべきとは思いますが、弁護士の意見もまじえてやったほうがいい

見聴きする量が多量で詳細まで理解できなかった。

今日は参加して、おもしろかったです。準備等大変だったと思います。お疲れ様でした。

(回答なし)

一人の今後の生活を左右する審議をするのはとても難しい

(回答なし)

今日は、色々な経験をする事ができ、勉強になりました。現役の裁判官の方々と会話をまじえ話し合いをいろいろな説明していただいたことに感謝しています。ありがとうございました。本物の傍聴席に座ってみたいと思います。

(回答なし)

良い経験をさせていただきました。

事前の勉強なしで参加したので、最初はとまどった。

13. 当方から差し上げた突然のお願いの手紙を受け取られたときに、どのように感じられたのか、そして、どのようなお気持ちで参加してみようとお考えいただけただのか、当時のお気持ちを率直にお書きいただければ幸いです(例えば、積極的に参加してみようとお考えになったのか、面倒だけれどたまたま時間があいていたから参加してみる気になったのか、といったことをお書きいただければと思います)。

1. どうして自分が選ばれたのかなぁという興味がありました。選挙管理委員会の名簿より無作為に選んだとは書いてありましたが、本当かなぁーという気はありました。

2. 裁判員制度については、新聞などである程度の知識(知識というよりも認識といった方が近い)があり、模擬裁判に参加できる興味が出てきました。

3. 私自身今まで一度も裁判所へ行った事がなく、裁判がどのようにされているのか実際に見た事がないので模擬裁判でも裁判の雰囲気だけでも分かるのではないのかと思い参加してみようかなと考えはじめました。

4. 手帳のスケジュール表を見て当日は特に行事が入っていないので出席できるなぁと考えるようになりました。(もし当日に特別な行事が決っていれば参加をあきらめたかも知れません)

5. 家族（母と女房）に裁判員制度の参加の案内が来ているので参加してみようと思っている旨の話しをしました。

6. あとは、どんな服装がいいのかなあと考えていました。ラフなスタイルでもいいのかなあー、結局は無難に背広で行く事にしました。持参するもので筆記具、ノート等が必要かなあーと考えていました。印鑑もいるのじゃないかとも考えました。

7. 何でも人よりも早く体験できるという優越感（不謹慎ですが）みたいなもの、ヤジ馬根性みたいなものもあったと思います。

生命観から人が人を裁くことにたいして興味がありました。仕事もありましたが何か社会のためになるならと行って見ようと思いました。

（回答なし）

私に！と驚きと光栄でした。私たちが知る裁判というものは、テレビドラマの中だけしか見られないものでしたので、この機会に体験してみようかと思いました、と同時に、主人の勧めもありまして参加させて頂きました。裁判員としての自覚は、模擬裁判を終えた後に痛感致しました。

（回答なし）

九大法学部から何だろう？「裁判員制度」模擬裁判への参加の呼びかけと知り、依頼状には驚かなかったが、私が当たった事におどろいた。家内の何事も経験行ってみたらと言われたのと定年退職の身、時間に余裕があり心持にも余裕があり、又模擬という事でもあり責任は軽いと思い参加を決めた。

・手紙を受け取った時・・・何コレ？裁判員制度って、何？

・参加の動機・・・裁判員って、何をやるものか、全く知らなかったので、好奇心が湧きました。当日、会場へ行って、好奇心だけで参加するのは失礼だったかもしれないと思いました。

お手紙をいただいた時新聞等で、よく司法改革を目にして居りました（ロースクール開校等もその一つなのだろうと思いますが）、一つの出来上がっている司法制度を（各国の司法制度を見ながら）我が国の独自の国民の司法参加の型のモデル作りなのだろうと思いました。司法の勉強もした事のない、一サラリーマンの家庭の主婦、子供達も20才を過ぎ、家庭の内だけでなく、社会の一員として働いてたく、パートをしています。仕事は楽しく自分で働いていただくサラリーはうれしいものです。その様な日々のお手紙でした。ぜひ出席させていただきたいと思いました。自分が司法の勉強をした事がないという事を考えましたが、それでも、むしろ、それだからこそ、いっしょうけんめい考え出席したいと思いました。

（回答なし）

（回答なし）

・手紙を受け取りました時は、正直に申しますと、なぜ私のような者が選ばれたのだろうか、法律も司法も無知にちかい者でしたので驚きましたし、本当にびっくりしました。

・私にできるのだろうか？不安な気持ちも大いにありました。その反面、今までの私の生活とかけ離れた、まったく違う世界を見学、又学ぶことができるのは、チャンスかもしれないと思うようになりました。その当日が近づくとつれて、自信がなくなり、キャンセル

しようかと思いましたが、自宅が地下鉄沿線でもあり、会場も近く、昼食、交通費も出していただけということでしたし、早めに連絡をいただきましたのでその日は、休務希望にすることができました。

・又、何とも知れない所からではなく、我が尊敬すべき九州大学法学部ゼミ主催であったことも、参加する興味をもった大きな理由のひとつであったことは事実です。

・参加させていただいて、いろいろ質問された時には、ドギマギすることも多々ありましたけれども、弁護士の方々からいろいろなことを教えていただき、裁判についても、さまざまな勉強ができましたことに感謝いたしております。

裁判員制度について日本で議論が行われていることを知らなかったため、好運にも身をもって体験できる機会を与えていただいたため、喜んで参加しました。

お問い合わせの件ですが、私も九州大学（理学部修士課程）の出身者でありますので貴学部に親近感を持ちました。10年程前検察審査会のメンバーに選ばれる可能性があるとの通知を受けていたことや1ヶ月程前より週刊誌に米国の陪審員制度について連載されていたことも重なり加えて妻の勧めもあり参加させていただきました。

まず、「どうして自分なのか」が、不思議に感じられましたが内容を読んでいくうち、なるほどと了解できました。学生時代、法律を勉強していましたが、別に法律家になる訳でもなかったので、裁判所に出向いたこともありません。「模擬裁判」ということでもあり、気楽に「休みでもあるし、1日楽しんでみるかな」と思い参加した次第です。ところが参加してみると、教授をはじめ学生諸君は真剣で「気楽に楽しむ」という考えは一掃されました。自分が学生であった頃のように、試験を受けている学生のように一生懸命に事例に取り組んでおりました。法的な理論構成が劣っているのははじめから分かっていることですが一般人の条理に基づいて考えてみようと思っていました。数時間の審議でしたが終わって帰宅して考えてみるとまたいろいろ言い足りない点があり、模擬裁判の事例を事前に知らせて欲しかったと思っています（その場で初めて聞いて、条理で判断するというのがねらいただったかも知れませんが・・・）。